別表第一号中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同表一の⑭中「第二条第六項第一号又は同項第一号の二」を「第二条第六項第二号又は同項第三号」に改める。

別表第一号の一の一の表中「放送局及び放送試験局」を「地上基幹放送局及び地上基幹放送試験局」に、「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

別表第一号の一の二注3⑵の表を次のように改める。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	ＦＸ	陸上移動中継局	ＦＢＲ	宇宙局	ＭＥ
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	ＢＢ	陸上移動局	ＭＬ	衛星基幹放送局	ＥＶ
特定地上基幹放送局	ＢＣ	無線航行陸上局	ＲＬ	衛星基幹放送試験局	ＥＢＥ
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	ＢＤ	無線標定陸上局	ＬＲ	人工衛星局	ＥＫＴ
特定地上基幹放送試験局	ＢＥ	無線標識局	ＲＢ	実験試験局	ＥＸ
海岸局	ＦＣ	海岸地球局	ＴＩ	実用化試験局	ＤＶＴ
航空局	ＦＡ	航空地球局	ＴＢ	気象援助局	ＳＭ
基地局	ＦＢ	携帯基地地球局	ＴＹＰ	標準周波数局	ＳＳ
携帯基地局	ＦＰ	地球局	ＴＣ	特別業務の局	ＳＰ
無線呼出局	ＲＰ				

別表第四号の表題中「第39条」を「第39条第１項」に改め、同表第一中「第４項若しくは第５項」を「第５項若しくは第６項」に、「第73条第３項」を「第73条第４項」に改め、同表第二中「第73条第３項」を「第73条第４項」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第四号の二　法第73条第３項の規定による無線局検査の省略通知の様式（第39条第２項関係）

第　　号
年　月　日

無線局検査省略通知書

（免許人）　殿

（何）総合通信局長　印

貴所属の下記無線局については、電波法第73条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づく検査を省略することとしたので通知します。

記

1　識別信号
2　免許の番号
3　検査年月日
4　無線局の種別

短　　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

2　検査を省略する無線局が複数ある場合には、本通知書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

別表第五号第二号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同号⑴中「有するもの」の下に「又は放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たすもの」を加え、同表第十九号⑵中「放送衛星局、放送試験衛星局又は放送」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、同表第二十六号中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同表第二十七号中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改め、同表第二十八号中「放送試験衛星局」を「衛星基幹放送試験局」に改め、同表第三十号中「放送」を「基幹放送」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削る。

別表第五号の一の表題中「第41条の５」を「第41条の６」に改め、同表の表中「第73条第３項」を「第73条第４項」に、「登録点検結果通知書」を「点検結果通知書」に、「登録点検事業者名」を「登録検査等事業者名」に改め、同表の注４を削り、同表の注に次のように加える。

4　一の登録検査等事業者が複数の無線局の点検を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。

5　代理人による提出の場合は、免許人等の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

別表第五号の一を別表第五号の三とし、別表第五号の次に次の一表を加える。

別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係）

無線設備等の検査実施報告書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿

免許人の氏名又は名称（氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（印）

私所属の無線局の無線設備等の検査を行つたので電波法第73条第３項の規定により検査結果証明書を添えて提出します。

検査年月日		無線局の種別	
免許の番号		識別信号	

点検年月日	
点検を行つた場所	
登録検査等事業者名	
備考	

短　　辺　（日本工業規格Ａ列４番）